

地域のみんなで取り組む 住みよい農村づくり

農地・水・環境保全向上対策について

集落における高齢化や混住化により、農地や農業用水路、農道などの資源を適切に保全することが困難になってきています。このような状況の中、将来にわたってこれらの資源や農村環境を守るためにには農業者だけでなく地域ぐるみでの取り組みが必要となってきます。

この対策は、地域ぐるみで農地や農業用水路、農道などの資源や農村環境を守る共同活動組織を構築するための支援をするものです。



みんなで町を
きれいに
しましょう!



ゴミの投げ捨てにより困っています。

農地や水路、道路等へのゴミの投げ捨て（ペットボトル、空き缶、空きビン…）は、地域の環境を損なうだけでなく、農作業中の事故を誘発したり、農作物の生育への支障や、生息する動植物などへ様々な影響を及ぼし地域環境を悪化させます。

地域の環境を守るためにも一人一人の心がけが大切です。



水路から上がった
ゴミ



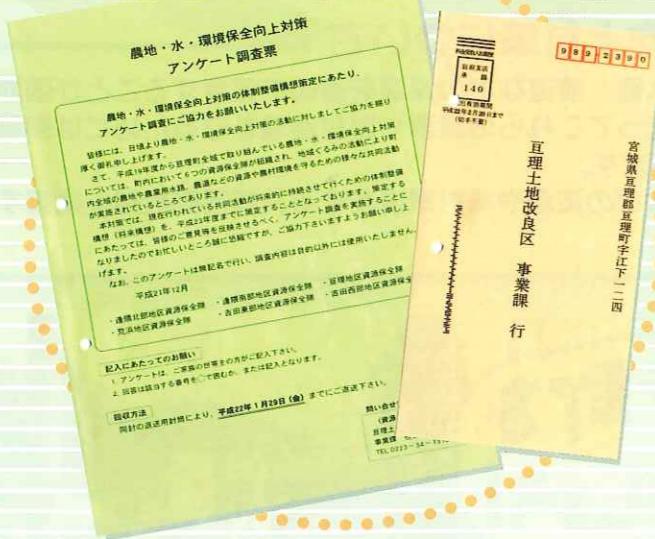
体制整備構想に係るアンケート調査集計結果

平成19年度から亘理町全域で取り組んでいる農地・水・環境保全向上対策については、町内において 6つの資源保全隊が組織され、地域ぐるみの活動により農地や農業用水路、農道などの資源や農村環境を守るために様々な共同活動が実施されているところであります。

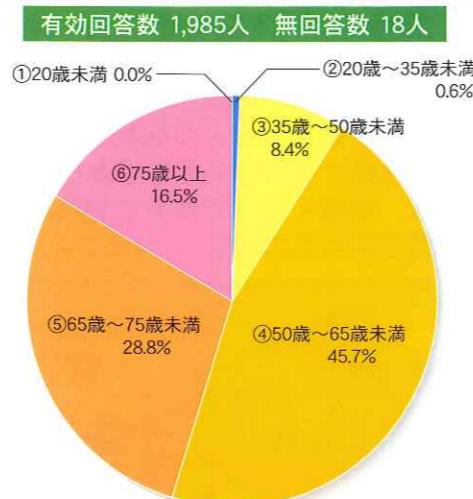
本対策では事業期間終了時（平成23年度）までに、現在行われている共同活動が将来的に持続させていくための構想を策定する必要があります。今回、その策定に皆様の意見等を反映させたく、町内4,000戸に対しアンケート調査を実施し、2003戸からの回答をいただきました。ご協力ありがとうございました。

集計結果については、以下のとおりです。（町内活動組織全体での集計）

こんなアンケートを実施しました。



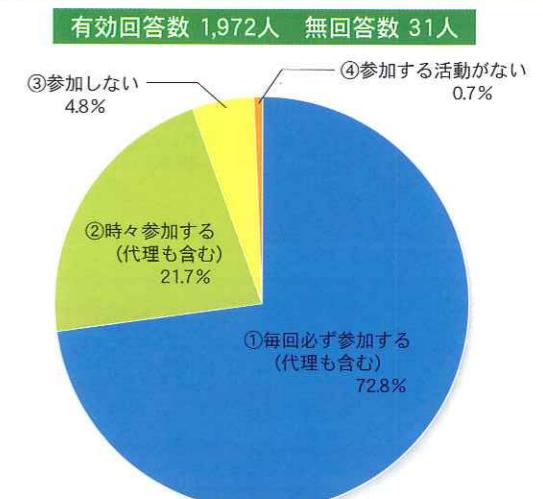
回答者年齢別構成



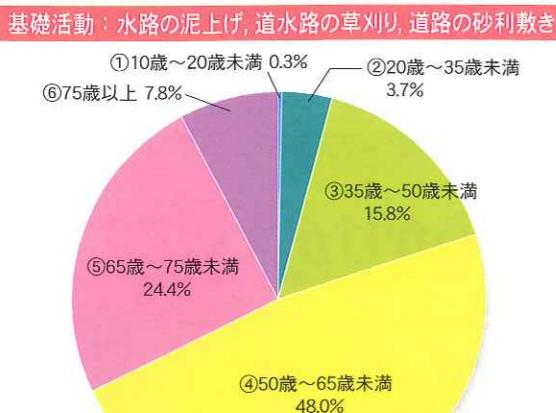
回答者経営区分別構成



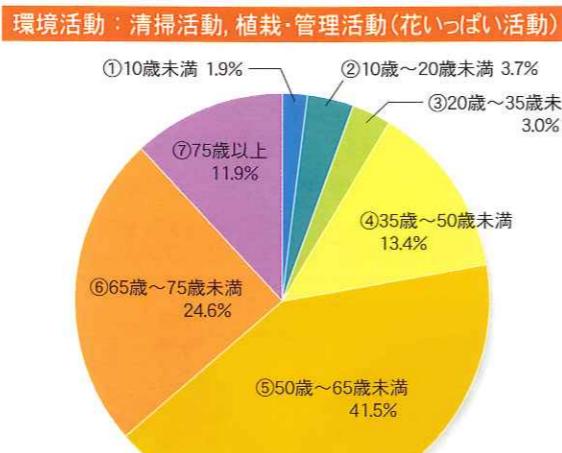
共同活動への参加状況



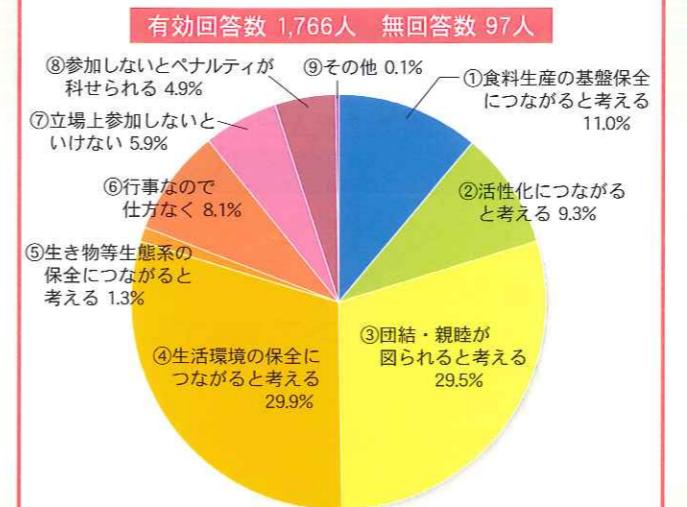
21年中の共同活動参加状況（基礎活動）



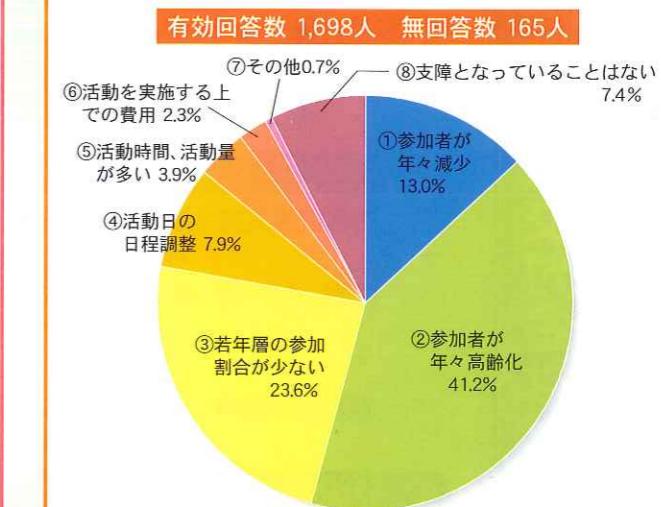
21年中の共同活動参加状況（環境活動）



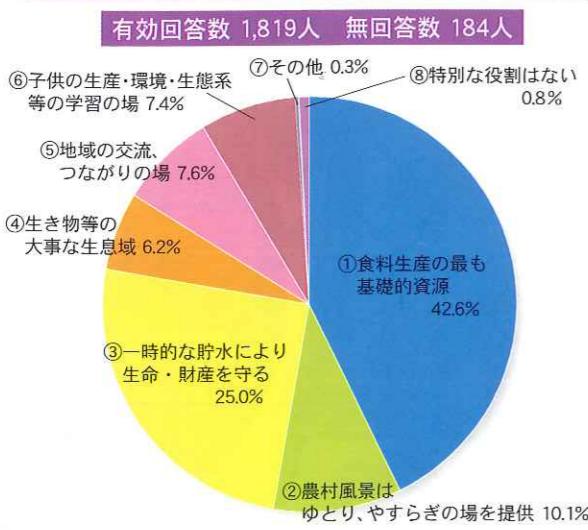
共同活動への参加理由



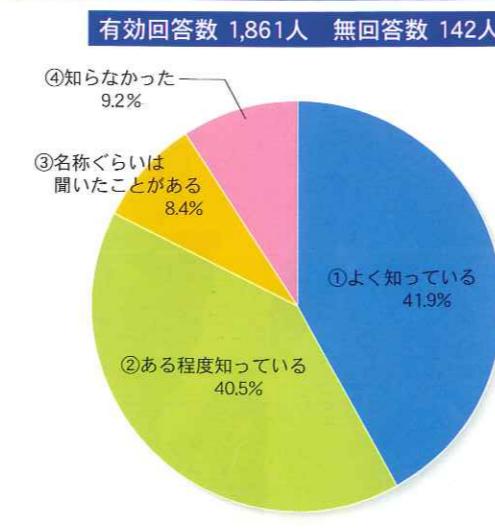
共同活動で困っていること



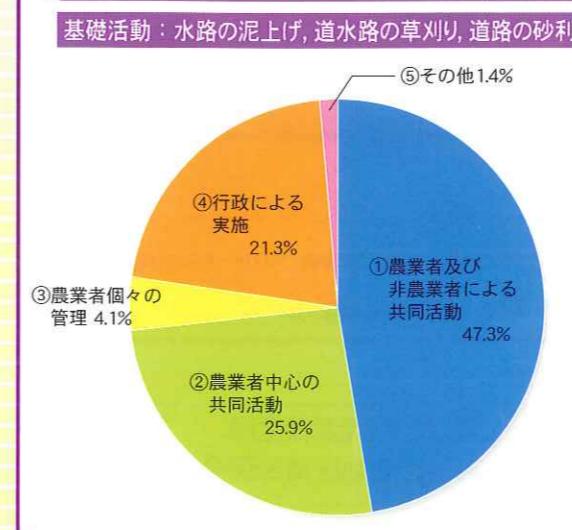
農村における資源の役割



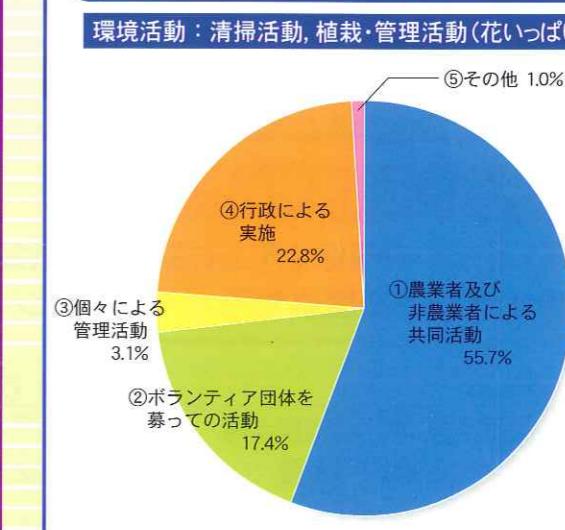
本対策の周知度



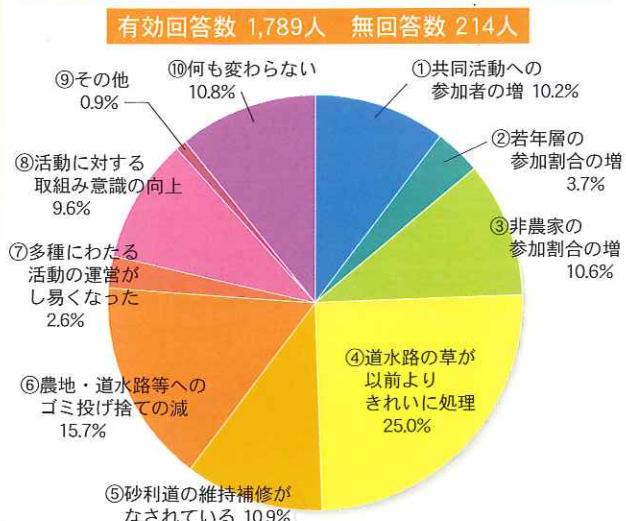
共同活動における今後の参加構成（基礎活動）



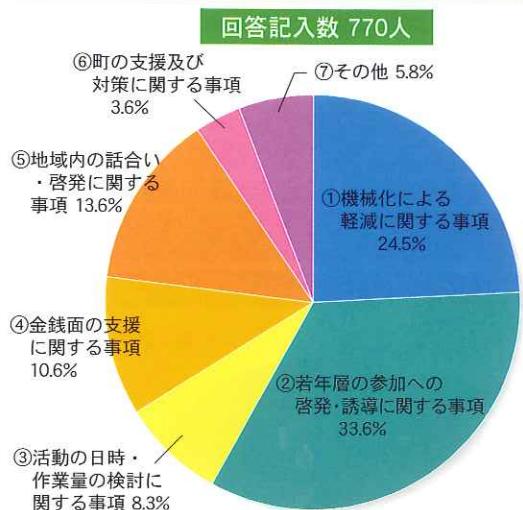
共同活動における今後の参加構成（環境活動）



本対策実施に伴う変化



今後の活動維持に必要な事項



今回のアンケート調査にご協力をいただきありがとうございました。

調査内容以外にも本対策に関する、様々なご意見や要望等がありました。それらにつきましては、関係機関を含めながら今後の活動等に活かしていきたいと考えております。

共同活動支援交付金は、 このようなものに使えます。

1. 共同活動に必要な経費

(1) 構成員に支払う経費

- ①日 当…活動に参加した者の日当
- ②使 用 料…活動に使用した個人車両・機械などの謝礼
(例) 軽トラック、草刈機等

※上記による支払い対象は、個人となります。(個人領収)

(2) 構成員以外に支払う経費

- ①機械購入費…活動に必要な機械の購入
(例) 草刈機、小型発電機等
- ②物 材 費…活動に必要な資材等の購入費
(例) 草刈機の燃料、軍手、ごみ袋、ほうき、スコップ、草刈カマ、除草剤、ジョーロ、花の種等
- ③活動の外注費…活動に必要な建設機械のリース料等
(例) バックホウ、ダンプトラックのリース料等

2. 活動組織の運営に必要な経費

- ①役 員 手 当…集落の代表、参加組織の代表、事務担当者などに対する手当
(例) 役員手当、事務手当等
- ②そ の 他…活動組織を運営するために必要な経費
(例) 消耗品：コピー用紙、封筒、フロッピーディスク、プリンターインク等
備 品：カメラ等 印刷費：コピー代、写真現像代等

県内における活動事例情報

- 宮城県農地・水・環境保全向上対策地域協議会ホームページ (<http://www.nmk-miyagi.org/>)
- 宮城県仙台地方振興事務所ホームページ (<http://www.pref.miyagi.jp/sdsgin/>)

発 行

- ・逢隈北部地区資源保全隊
- ・逢隈南部地区資源保全隊
- ・亘理地区資源保全隊
- ・荒浜地区資源保全隊
- ・吉田東部地区資源保全隊
- ・吉田西部地区資源保全隊

※活動の相談窓口は亘理町産業観光課 (TEL.34-0503) または亘理土地改良区 (TEL.34-1319) で受けております。